

◆ 令和5年1月2日以降、周南市に転入した方

市民税額が確認できない場合は以下のものを提出していただきます。

| 状況 | 必要書類 |
|------------------------|---|
| 令和5年1月1日現在、周南市に住民登録がない | ① 令和5年度市民税所得課税証明書 (令和5年1月1日に住所のあった市区町村で発行) ② 令和5年度市民税特別徴収税額通知書 (令和5年6月に、勤務先から給与所得者に渡されるもの) ③ 令和5年度市民税納税通知書 (令和5年6月に、課税元の市町村民税担当課から送られてくるもの) ※特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合、①又は②③の両方の提出が必要です。 |
| 令和4年中に海外勤務がある | 令和4年中(令和4年1月～12月)の海外での収入金額がわかる給与支払証明書 |

※令和6年9月以降の保育料の切り替えに伴い、令和6年度市民税所得課税証明書等を提出していただく場合があります。提出が必要な場合は、郵送にてお知らせいたします。

※保護者の収入が一定基準を満たさない場合は、同居直系親族も算定の対象になることがあります。

◆ きょうだいが幼稚園等を利用又は在宅障害児(者)がいる世帯

○ 幼稚園等の入園決定通知書の写しまたは幼稚園等利用証明書(様式あり)

- ・幼稚園、認定こども園(1号)に令和6年4月1日から通園予定の児童がいる。
- ・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援をする施設に通園している、または4月1日から通園予定の児童がいる。

○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金等の受給者証の写し

※市民税非課税世帯・所得割額課税額 77,101円未満の世帯

※市民税の申告が未申告などで課税額が確認できない場合、仮の保育料階層を決定します。